

12月1日は 事業所自己評価の日 ～自己評価を実施しよう！～



全国訪問看護事業協会では訪問看護事業所の質の向上を目的とした「訪問看護ステーションにおける事業所自己評価のガイドライン（第2版）」を提供しています。

事業所自己評価の実施の推進を目指し、**12月1日を「事業所自己評価の日」**としました。

※11月24日～12月7日が「事業所自己評価の日」キャンペーン期間です。

▶事業所で自己評価を行うメリット・必要性

訪問看護ステーションが提供している看護サービスは、客観的に分かりにくいいため、PDCA サイクルを回し、思考のプロセスを可視化する必要があります。そのツールとして、「自己評価ガイドライン」をご活用ください。

自己評価を行うメリットとして、提供する訪問看護の質の向上、人材の定着につながる事業所運営の質の向上などが挙げられます。また課題を発見・明確にすることにより、今後の取り組みにつなげることができます。



▶自己評価 Web からロゴマーク、証明証を発行



自己評価 Web システムを活用！

当協会ではガイドラインを Web から入力できる「自己評価 Web システム」を提供しています。今年度からシステムを利用して「本登録」まで行った場合、自己評価を実施したことを証する「**ロゴマーク**」と「**証明証**」が実施年度毎に発行され、ダウンロードできるようになりました。

ロゴマークは名刺、パンフレット、ホームページ、情報誌などに表示してご利用ください。



自己評価 Web システムは、全国訪問看護事業協会ホームページから利用可能！



※事業所の ID やパスワードがわからない場合は下記までお問い合わせください。

一般社団法人全国訪問看護事業協会

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-3-12 壺丁目参番館 401 TEL:03-3351-5898 FAX:03-3351-5938